

令和7年度 富山県燃料電池車両普及促進事業費補助金 募集要領

1 目的

この補助金は、本県における水素社会の実現を図るため、走行時に二酸化炭素や有害な排気ガスを排出せず、普及が拡大することで環境負荷の軽減や水素利活用の増大が期待される燃料電池車両（燃料電池自動車又は燃料電池産業車両）及び水素充填設備を導入する者に対して、普及初期に限り、県が導入費用の一部を補助するものです。

2 補助対象事業

補助の対象とする事業は、以下のいずれかに該当するものとします。

(1) 補助対象となる燃料電池車両を導入する事業であって、経済産業省補助金又は環境省補助金の交付を受けるもの。

(2) 補助対象となる燃料電池産業車両に、燃料として水素を供給するための設備を導入する事業。

※経済産業省補助金：一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の導入に要した経費の一部を助成する令和6年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金をいう。

※環境省補助金：公益財団法人北海道環境財団が行う燃料電池産業車両の導入に要した経費の一部を助成する令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（事業産業車両等の脱炭素化促進事業のうち、フォークリフトの燃料電池化促進事業）をいう。

※燃料電池車両への県の補助金は、経済産業省補助金又は環境省補助金との協調補助金です。県の補助金のみを申請することはできません。

※県内市町村が実施する燃料電池自動車導入補助金等と併せて受けることは妨げません。

※水素充填設備の補助は、新規に燃料電池産業車両の購入が必要です。

3 補助事業者

補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を実施する個人、個人事業者、法人（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人は除く。）又はリース事業者（燃料電池自動車の場合、リース使用者）であって、以下のすべての要件に適合するものとします。

(1) 県内に引き続いて1年以上住所又は事務所又は事業所を有すること。

(2) 全ての県税に未納がないこと。

(3) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

※リース事業者が補助事業者となるには、(1)～(3)のすべての要件に適合する者とリース契約等を締結することが必要です。

4 補助対象となる燃料電池自動車

補助の対象となる燃料電池自動車は、経済産業省補助金の対象となる以下の燃料電池自動車となります。

メーカー名・車名		型式
トヨタ クラウン	Z	ZBA-KZSM30
トヨタ クラウン	Z “THE 70th”	ZBA-KZSM30
トヨタ クラウン	Z “THE LIMITED-MATTE METAL”	ZBA-KZSM30
トヨタ MIRAI	G	ZBA-JPD20
トヨタ MIRAI	G “A package”	ZBA-JPD20
トヨタ MIRAI	G “Executive package”	ZBA-JPD20

トヨタ MIRAI	Z	ZBA-JPD20
トヨタ MIRAI	Z “Executive package”	ZBA-JPD20
トヨタ MIRAI	Z “Advanced Drive”	ZBA-JPD20
トヨタ MIRAI	Z “Executive package Advanced Drive”	ZBA-JPD20
ヒュンダイ ネッソ		ZBA-FE120
ホンダ CR-V	e:FCEV	ZBA-ZC8

※経済産業省補助金の制度の見直しにより、補助対象が変更となる場合があります。

5 補助対象となる燃料電池自動車の要件

補助の対象となる燃料電池自動車は、以下のすべての要件に適合する必要があります。

- (1) 経済産業省補助金の対象となる燃料電池自動車であること。
- (2) 令和6年12月17日～令和8年3月31日に初度登録が行われ、かつ過去に本補助金事業申請したことのない自動車であること。ただし、令和7年度経産省補助金の登録期日の設定や令和7年度補正予算の成立等によって、車両の初度登録期間を変更することがあります。
- (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置及び所有者（所有権留保付ローンによる購入又は補助事業者がリース使用者の場合は、使用者）の住所が富山県内にあること。
- (4) 自動車検査証の自家用・事業用別の欄が「自家用」であること。
- (5) 販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両でないこと。
- (6) 補助事業者の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。
- (7) 販売業者への購入代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること※。ただし、手形を除く。

※「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

6 補助対象となる燃料電池産業車両の要件

補助の対象となる燃料電池産業車両は、以下のすべての要件に適合する必要があります。

- (1) 環境省補助金の対象となる燃料電池産業車両であること。
- (2) 令和7年4月1日～令和8年3月31日に初度登録が行われ、かつ過去に本補助金事業に申請したことのない自動車であること。ただし、環境省補助金の令和7年度補正予算の成立等によって、車両の初度登録期間を変更することがあります。
- (3) 所有者（所有権留保付ローンによる購入又は補助事業者がリース事業者の場合にあっては、使用者）の住所が富山県内にあること。
- (4) 補助事業者がリース事業者である場合は、使用者とリース契約（リース契約期間が4年以上であるものに限る。）を締結している車両であり、月々のリース料金について、県からの補助金の額に応じた割合を通常のリース料金から減額した設定としていること。
- (5) 販売業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両でないこと。
- (6) 補助事業者（補助事業者がリース事業者の場合は使用者）の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。
- (7) 販売業者への購入代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること※。ただし、手形を除く。

※「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

いう。

7 補助対象となる水素充填設備の要件

補助の対象となる水素充填設備は、以下のすべての要件に適合する必要があります。

- (1) 燃料電池産業車両に燃料とする水素を供給する設備であること。
- (2) 設備使用の本拠の位置及び所有者（所有権留保付ローンによる購入の場合にあっては、使用者）の住所が富山県内にあること。
- (3) 販売業者が販売促進活動（展示等）に使用する設備ではないこと。
- (4) 補助事業者の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。
- (5) 販売業者への購入代金の支払いが現金で完了しているか、又は全額支払いの手続きが完了していること※。ただし、手形を除く。
※「全額支払いの手続きが完了していること」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。
- (6) 本事業で購入する燃料電池産業車両に使用する設備であること。

8 補助額

- (1) 燃料電池自動車 1 台につき定額 50 万円
- (2) 燃料電池産業車両 1 台につき定額 100 万円※
※環境省補助金のうち、車両代金に相当する額が 100 万円以下の場合、その額を上限とする。
- (3) 水素充填設備 1 台につき定額 50 万円※
※ただし、新規に燃料電池産業車両と併せて、水素充填設備を購入する場合に限る。

9 応募方法等

- (1) 募集期間

令和 7 年 7 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

※令和 8 年 3 月 31 日（火）当日消印有効

※本事業の予算総額に達したときは、上記期間満了前に募集を終了します。

(2) 申請書類

①燃料電池自動車の場合

※リース事業者は補助対象外となります。

番号	必要書類	購入の場合		リースの場合	
		法人	個人	リース使用者	
				法人	個人
1	交付申請書（様式第1号）	○	○	○	○
2	実績報告書（様式第2号）	○	○	○	○
3	経済産業省補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）	○	○	○	○
4	経済産業省補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（写し）	○	○	○	○
5	補助対象車両の購入に係る契約書又は請求書（写し）※1	○	○	—	—
6	リース契約書（写し）※1	—	—	○	○
7	補助対象車両の代金の支払いに係る領収書等（写し）※1※2	○	○	—	—
8	導入した補助対象車両の電子車検証及び自動車検査証記録事項（写し）※1	○	○	○	○
9	県税納税証明書《原本》	○	○	○	○
10	住民票《原本》	—	○	—	○
11	商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）《原本》	○	—	○	—
12	その他知事が必要と認める書類				

※1 「3 経済産業省補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）」と重複している場合は、添付を省略することができます。

※2 補助事業者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。当該領収証には、補助事業者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と補助事業者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

②燃料電池産業車両の場合

番号	必要書類	購入の場合		リースの場合		
		法人	個人	リース事業者	リース先(使用者)	
					法人	個人
1	交付申請書（様式第1号）	○	○	○	—	—
2	実績報告書（様式第2号）	○	○	○	—	—
3	環境省補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）	○	○	○	—	—
4	環境省補助金の交付額確定通知書（写し）	○	○	○	—	—
5	補助対象車両の購入に係る契約書又は請求書（写し）※1	○	○	○	—	—
6	リース契約書（写し）※1	—	—	○	—	—
7	補助対象車両の代金の支払いに係る領収書等（写し）※1※2	○	○	○	—	—
8	導入した補助対象車両の標識交付証明書（写し）※1	○	○	○	—	—
9	県税納税証明書《原本》	○	○	○	○	○
10	住民票《原本》	—	○	—	—	○
11	商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）《原本》	○	—	○	○	—
12	貸与料金の算定根拠明細書（様式第5号）	—	—	○	○	○
13	その他知事が必要と認める書類					

※1 「3 環境省補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）」と重複している場合は、添付を省略することができます。

※2 補助事業者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。当該領収証には、補助事業者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と補助事業者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等

③水素充填設備

※新規に燃料電池産業車両の購入が必要です。

※リース契約は補助対象外となります。

番号	必要書類	購入の場合		リースの場合		
		法人	個人	リース 事業者	リース先(使用者)	
					法人	個人
1	交付申請書（様式第1号）	○	○	対象外		
2	実績報告書（様式第2号）	○	○			
3	同時購入した補助対象車両における環境省補助金の交付申請書及び添付書類一式（写し）※1	○	○			
4	同時購入した補助対象車両における環境省補助金の交付額確定通知書（写し）※1	○	○			
5	補助対象設備の購入に係る契約書又は請求書（写し）	○	○			
6	補助対象設備の代金の支払いに係る領収書等（写し）※2	○	○			
7	補助対象設備の概要が分かる書類（カタログ等）	○	○			
8	導入した補助対象車両の標識交付証明書（写し）※1	○	○			
9	県税納税証明書《原本》※1	○	○			
10	住民票《原本》※1	—	○			
11	商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）《原本》※1	○	—			
12	その他知事が必要と認める書類					

※1 ②燃料電池産業車両 申請書類と重複している場合は、添付を省略することができます。

※2 補助事業者が車両代金の支払いのため銀行又はクレジット会社のローンを利用した場合は、車両販売会社から銀行又はクレジット会社宛ての領収証。当該領収証には、補助事業者名と当該車両代金の支払い分であることが明記されていること。または、販売店と補助事業者で締結された今後全額支払いすることが明記されている契約書等。

（3）提出方法

必要書類一式を補助事業者が持参もしくは郵送してください。

※持参の場合は、土日祝日を除く平日 9～12 時、13～17 時の間に受付

※郵送の場合は、令和 8 年 3 月 31 日（火）締切日当日消印有効

（4）提出先・問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1－7

富山県商工労働部成長産業推進室エネルギー政策課 電話 076-444-9658

10 交付決定

県は、交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、補助金の交付を決定したときは、その内容を補助事業者に通知します。

11 補助金の交付

県は、交付請求書を受領したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付します。

※補助金の交付は、令和8年4月1日以降となる場合があります。

12 その他

- ・本要領のほか、補助金の交付申請手続等については、「富山県燃料電池車両導入促進事業費補助金交付要綱」の定めによるものとします。
- ・県の補助金は、経済産業省補助金または環境省補助金との協調補助金です。申請にあたっては、それぞれの補助金の応募要領等も必ずご確認ください。
- ・申請フロー（イメージ）は次のとおりです。

区分	補助事業者	県
燃料電池自動車	○燃料電池自動車購入・支払い・初度登録 ↓	
	○経済産業省補助金申請・交付決定 ↓	
	○県補助金申請（実績報告）	○受付・審査 ↓
		○交付決定（額の確定）
	○通知書の受領	○交付決定通知（額の確定通知）
	○交付請求書	○受付 ↓
	（指定口座へ入金）	○支払い
燃料電池産業車両及び水素充填設備	○環境省補助金申請・交付決定 ↓	
	○燃料電池産業車両購入・支払い・初度登録 ○水素充填設備購入・支払い ↓	
	○県補助金申請（実績報告）	○受付・審査 ↓
		○交付決定（額の確定）
	○通知書の受領	○交付決定通知（額の確定通知）
	○交付請求書	○受付 ↓
	（指定口座へ入金）	○支払い

※補助対象車両及び補助対象設備の導入後、県へ申請を行ってください。

※県への申請は、原則、経済産業省補助金又は環境省補助金の交付決定後としますが、年度末等に

において、（一社）次世代自動車振興センター又は（一社）北海道環境財団の審査に時間を要し交付決定通知書が受領できていない場合は、受領後速やかに提出することを条件に申請を認めます。ただし、県の補助金交付後に、経済産業省補助金又は環境省補助金が不採択となった場合は、補助金を返還いただきます。

13 補助対象となる燃料電池自動車の例

初度登録日 令和6年12月16日 以前	初度登録日 令和6年12月17日～令和8年3月31日
補助対象外	

- ・令和6年12月17日～令和7年3月31日までの間に初度登録された車両で、センターの「令和5年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けたもの。
→**補助対象外（×）**
- ・令和6年12月17日～令和7年3月31日までの間に初度登録された車両で、センターの「令和6年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けたもの。
→**補助対象（○）**
- ・令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に初度登録された車両で、センターの「令和6年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けたもの。
→**補助対象（○）**

【例1】

- ・令和6年12月16日以前に初度登録をした車両
- 補助対象となりません**
- 対象となる車両は、令和6年12月17日から令和8年3月31日に初度登録された車両です。

【例2】

- ・令和6年12月20日に初度登録をした車両で、経産省補助金の「令和5年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けたもの。
- 補助対象となりません**
- 令和6年12月17日以降に初度登録された車両は、経産省補助金の「令和6年度補正クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付を受けている必要があります。

【例3】

- ・令和7年4月1日に初度登録をした車両で、センターの「令和6年度補正クリーンエネルギー自動車等導入事業費補助金」の交付を受けたもの。
- 補助対象となります**